

平成23年5月12日
仙台河川国道事務所

名取川へのゴミ投棄増加を懸念

5月12日(木)9時30分頃、河川巡視において仙台市太白区袋原北河原地先の名取川左岸河口から5.8km附近の河川敷に廃タイヤ(6本)が投棄されていることを仙台南警察署に通報し、10時30分から警察と現地立会を実施しました。また、仙台市太白区柳生土手外地先の右岸河口から8.3km附近では布団の投棄を、去る4月26日には仙台市太白区郡山南中河原南地先の左岸河口から6.9km附近で自動車のバンパーや廃タイヤ(2本)、5月2日には仙台市太白区大野田橋本地先の左岸河口から7.8km附近でテレビや除湿器などの投棄を発見しています。

冬タイヤの交換が終わっていることや震災ゴミ置き場の閉鎖などにより、今後、河川への不法投棄が増加することが懸念されます。

不法投棄は「河川法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反する行為ですので、引き続き、河川巡視等により発見した悪質な不法投棄に対しては、ただちに警察に通報し原因者の特定に努めていきます。

(参考)

国土交通省仙台河川国道事務所が管理する河川は、阿武隈川(宮城県内)、白石川、名取川、広瀬川、策川の5河川、管理総延長73.5kmとなっております。そのうち、名取川、広瀬川、策川については18.9kmを管理しております。

●罰則については、以下のとおりです

- ・河川法では・・・三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律では・・・五年以下の懲役又は一千万円以下の罰金(法人等の場合は三億円以下の罰金)に処せられる場合があります。

<添付資料>位置図、投棄状況写真

記者発表先：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会

問い合わせ先

国土交通省東北地方整備局

仙台河川国道事務所

仙台市太白区郡山5丁目6-6

TEL 022-248-4131

河川管理課長

畑山作栄(はたやまさくえい)

名取川 左岸 河口からの距離5.8k (太白区袋原北河原地先)

5月12日発見



タイヤ6本 投棄

名取川 右岸 河口からの距離8.3k (太白区柳生土手外地先)



布団等投棄

名取川 左岸 河口からの距離6.9k (太白区郡山南中河原南地先)

4月26日発見



バンパー・タイヤ2本 投棄

名取川 左岸 河口からの距離7.8k (太白区大野田橋本地先)

5月2日発見



テレビ・除湿器等投棄